

久喜市告示第415号

久喜市空家等の適切な管理に関する条例（令和3年久喜市条例第10号）第8条第1項の規定に基づき緊急安全措置を実施したが、所有者等の所在が特定できないため、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和5年8月30日

久喜市長 梅田 修一

- 1 空家等所在地
久喜市小右衛門1315
- 2 緊急安全措置の内容
樹木等の伐採
- 3 緊急安全措置の実施日
令和5年8月21日から令和5年8月23日までの間